



## 《会計・税務の知識》 遺言作成の手引き

### はじめに

近年「遺言」に対する世間のイメージが変わりつつあり、遺された方々への感謝や、最後の想いを伝える手段として、「遺言」を作成される方が増えているようです。

そこで、本稿では、普段なかなか馴染みの無いであろう「遺言」について、簡単に解説いたします。

なお、遺言は、様式の不備等により無効となってしまう恐れがありますので、実際の作成にあたっては、お近くの弁護士や税理士にご相談されることをお勧め致します。

### 1. 遺言で定めることができること

遺言は、「遺言者の死後の財産処分等について、被相続人の意思を相続人に残すもの」であることは、ご承知のとおりかと思えます。

「〇〇に△△を相続させる」といった遺産分割の方法を指定（※）することはもちろん、「〇〇には△△を相続させない」といった禁止事項を定めることも可能です。他にも遺言により、非嫡出子の認知、遺贈、相続人の廃除とその取り消し等を定めることが可能です。

（※）遺言による場合も、遺留分（民法1028条）を侵害するような遺産分割の方法を指定することはできません。

### 2. 遺言の作成方法

遺言には以下の3種類の作成方法があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。

遺言は日付の新しいものが有効となり、一度作成しても、後日新たな内容で作り直すことが可能です。

種類	作成方法等	メリット	デメリット
自筆証書遺言	遺言者が全文ならびに日付、氏名を自署・押印する。 自筆で作成しなければならず、ワープロ等による作成は不可。	いつでもどこでも作成できる。 証人を必要としない。 特別な費用がかからない。	相続開始時に家庭裁判所の検認を受ける必要がある。 様式面の不備や、偽造・改竄・紛失のリスクがある。
秘密文書遺言	遺言者が遺言書（ワープロ等でも可）に自署・押印のうえ、封筒に入れ封印し、この封書を公証人及び証人2名以上に対し、自分の意思によるものであることを申し出る。	公証役場には遺言を作成したことの記録が残るのみであり、遺言の内容は作成者だけの秘密にすることができる。	開封には家庭裁判所にて相続人の立会が必要。 相続開始時に家庭裁判所の検認を受ける必要がある。 様式面の不備や、紛失のリスクがある。
公正証書遺言	遺言者が公証人に遺言内容を口述し、その口述内容を元に公証人が作成する。 原本は公証役場にて保管される。	公証人が作成・保管してくれるため様式面の不備や紛失の心配が無い。	証人2名の立会が必要。 公証人の手数料が必要。 遺言の内容が公証人および証人に知られてしまう。

### 結び

実際の遺言を拝見しますと、ご家族や知人への感謝の想いを記載される方が多く、胸を打たれる内容のものばかりです。遺言に今まで興味すら湧かなかったという方も、遺される方々へ伝えたい想があれば、是非一度、遺言の作成をご検討されてみてはいかがでしょうか。（担当：大山）